

平成29年度

小金井市一般会計歳入歳出決算不認定を踏まえた措置の報告

平成29年度小金井市一般会計歳入歳出決算の認定について、平成30年第3回定例会において同年10月5日に不認定となりました。

法令遵守に関する研修等の強化について

決算特別委員会での質疑および本件採決における討論の概要から、平成29年5月に特別職の給与に関する条例に規定されている社会福祉委員の報酬額と実際の支給額が異なることについて発覚して以降の市の対応をめぐり諸問題を不認定の主たる理由の一つとし、二度とこのようなことが起こらないよう反省し、社会福祉委員への報酬誤支給に係る課題を整理するとともに、市議会からの指摘事項を踏まえ、再発防止策を策定し、次のとおり必要と認められる措置を講じました。

また、このことについては、地方自治法第233条第7項の規定に基づき、平成31年第1回定例会にて市議会に報告しました。

議案および議案資料における記載内容の齟齬について

平成31年1月末までに、すべての部局において、事務事業について関係法令と照合する点検を実施し、齟齬のないことを確認しました。

△平成30年9月6日に実施した経理実務研修（基礎編）および同月18日に実施した経理実務研修（実践編）において本件課題について触れ、予算編成および予算執行に関し、法令遵守の徹底、意識啓発を図りました。

△平成30年10月12日に実施した予算説明会において本件課題について触れ、予算編成および予算執行に関し、法令遵守の徹底、意識啓発を図りました。

平成31年4月に小金井市長に支給する給料の特例に関する条例等について

△平成30年10月24日に実施した文書実務研修において本件課題について触れ、事務執行および職務遂行における法令遵守の徹底、意識啓発を図りました。

△平成31年2月12日および13日に計10回にわたり実施した全職員向け社会福祉委員への報酬誤支給に係る再発防止策に関する説明会において、不適正な事務執行に至った経緯、課題、再発防止策等について共有し、各自がふだん行っている事務執行について振り返りにつなげるとともに、法令遵守の徹底、意識啓発を図りました。

平成31年度課税台帳の閲覧・縦覧帳簿の縦覧
【閲覧】
ご自分の土地・家屋・償却資産の評価額等が閲覧できます。
△納税義務者とその同世帯の親族、納税管理人、納税義務者からの委任状を有する代理人。借地人は当該土地、借家人は当該家屋およびその土地の閲覧ができます。
【縦覧】
市内の土地や家屋の評価額等を縦覧できます。
△納税者とその同世帯の親族、納税管理人、納税者からの委任状を有する代理人
——◇共通◇——
時 4月1日(月)～5月31日(金) ※閲覧は、6月3日以降も可能です
■無料(借地・借家人および縦覧期間後の閲覧は有料)
■持本人確認書類(運転免許証、健康保険証等)。同世帯の親族(市外在住)の場合、併せて同世帯であることを確認できる書類(住民票等)。
借地・借家人が閲覧する際は、併せて借地・借家人であることを確認できる書類(賃貸借契約書等)
■所問資産税課(市役所第二庁舎3階 ☎042-387-9821)

時 5月13日(月)午後2時から
所 市役所西庁舎2階第五会議室
■当日直接会場へ
■問 コミュニティ文化課文化推進係(☎042-387-9923)
■夜間納税窓口を開設
時 4月9日(火)～12日(金)、いずれも午後8時まで
■所 納税課(市役所第二庁舎3階) ※東側職員通用口から入り、エレベーターをご利用ください
■夜間入口詳細図
■内 固定資産税・都市計画税、市・都民税、軽自動車税、法人市民税、国民健康保険税
※事情により一度に納めることが困難な方は、ご相談ください
■問 納税課納税係(☎042-387-9823)
■ふれあいメモディーの放送時間変更
4月1日から、「ふれあいメモディー」(定時放送)の放送時間が変わります。
■放送時間 午後5時(4月～10月)
■問 地域安全課防災消防係(☎042-387-9807)

報を発信しています。
多くの方が楽しめるような企画とするため、消費者活動に関心のある個人またはグループでご参加ください。
時 4月16日(火) 午後2時30分から
■所 上之原会館
■申 当日直接会場へ
■問 経済課消費生活係(☎042-387-9831)
■木造住宅耐震診断・改修費用の助成
大地震に備えて自分の住宅の耐震診断を行い、必要に心じ耐震補強をすることが重要です。助成条件等、詳しくはお問い合わせください。なお、同一の住宅に対し各助成は1回のみです。
■耐震診断費用の助成
市内の一定の要件を満たす木造住宅の耐震診断に要した費用の一部を助成します。
■対 昭和56年5月31日以前に着工した市内に存する地階を除く階数が2階建て以下の木造一戸建・木造店舗併用住宅(延床面積の過半が居住用)を所有する個人
■助成金額 8万8千円を上限に、耐震診断費用の3分の2以内(千円未満は切り捨て)
■耐震改修費用の助成
市内にある木造住宅の所有者が耐震診断を行い、診断に基づき耐震改修を行う場合に、改修に要した費用の一部を助成します。
■対象となる建築物耐震診断を行った結果、現行の耐震基準に適合しない住宅で、市の定める基準に適合した耐震改修を行った住宅

■助成金額 60万円を上限に、耐震改修費用の2分の1以内(千円未満は切り捨て)
——◇共通◇——
■問 まちづくり推進課住宅係(☎042-387-9861)
■犬の登録と狂犬病予防注射
生後3か月以上の犬を飼っている方は、一生に一度の犬の登録と、毎年1回の狂犬病予防注射を受けさせなければなりません。獣医師会と合同で登録・予防注射を行います。
時 所 左表のとおり(雨天実施)
時 10:00～11:00 14:00～15:00
4/15(月) 栗山公園 保健センター
/16(火) 公民館貫井南分館 上水公園運動施設
/17(水) 市杵島神社 小金井神社
/18(木) リサイクル事業所の隣の広場 市役所本庁舎駐車場
区分 登録料 注射料 注射済票 計
登録済みの犬 - 3,100円 550円 3,650円
未登録の犬 3,000円 3,100円 550円 6,650円
■他 △犬の身体を清潔にしてお連れください▽犬に病気・妊娠等がある場合は、注射の前に獣医師に申し出てください▽丈夫な引き綱を使用し、首輪はしっかり留めてください▽犬のふんを始末する用具をお持ちください▽すでに犬の登録が済んでいる方は、狂犬病予防注射の案内を3月中旬に送付していますので、必ず持参してください
■問 健康課健康係(☎042-321-1240)